

日本科学者会議

京都支部ニュース 12月号 No.478

2023年12月14日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- ・近畿地区「11.25 PFAS 汚染問題シンポジウム」の報告……………2
- ・雑誌『教育』を読む会～青年期の困難とインクルージョンを『日本の科学者』9月号を下敷きに～報告……………3
- ・『日本の科学者』読書会11月例会報告10月号「ポストコロナの社会と地域を考える」…………5
- ・「自治の復権」と「公共の再生」を願うアカデミアからのアピール…………10
- ・支部主催行事案内……………12
- ・支部幹事会だより……………12

<今年度会費の早期納入のお願い>

今年度会費の納入率は11月末現在、83%となっています。引き続き今年度会費(一般会員：14,400円、特別会費会員：7,200円、家族割り会員：4,200円、若手会員：4,200円)の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は、あわせて納入いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点につきましては、支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください(E-mail アドレスは、hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp)

(支部財政担当幹事)

近畿地区「11.25 PFAS 汚染問題シンポジウム」の報告

11月25日の午後、同志社大学新町キャンパスにて、有機フッ素化合物（PFAS）による環境汚染をテーマにしたシンポジウムがJSA近畿地区主催で開催された。

PFASとはPer- and Poly-Fluoro Alkyl Substancesの略で、炭化水素化合物の水素がフッ素に置換した有機フッ素化合物の総称であり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使用されている。環境残留性と毒性の双方が高い特徴をもち、長期間にわたる人的影響が懸念される。特に、炭素が8つ連なるPFOA（Per-Fluoro Octanoic Acid）とPFOS（Per-Fluoro Octane Sulfonic acid）が広く用いられ、現在では、国内での使用・製造が原則禁止されている。

本シンポジウムでは、長年、各地のPFASの環境汚染問題に取り組んできた京都大学名誉教授、京都保健会理事、社会健康医学福祉研究所長の小泉昭夫氏が基調講演を行い、それを受けて、大阪PFAS汚染と健康を考える会事務局長の長瀬文雄氏と、JSA全国研究企画部長で主催者の一人である畑明郎氏が近畿各地域の汚染について報告を行った。

小泉氏は、PFAS汚染はSDH（Social Determinants of Health）、すなわち、個人に起因しない社会的、構造的要素に起因する問題であり、PFASによる健康状態や医療アクセスの不正な差は社会的健康格差であると規定し、PFAS汚染には、医学的対応と社会的処方が必要であると述べた。

日本のPFAS規制の遅れが米国との比較により指摘された。米国では、PFOAとPFOSを、世界最初の土壌汚染対策法であるスーパーファンド法における有害化学物質に指定する法案が提案されて、最大汚染許容濃度がPFOS<4 ng/L、PFOA<4 ng/Lと、日本の暫定目標値、PFO+PFOA<50 ng/Lより一桁厳しい規制が設けられようとしていることを紹介した。

地域調査の例も具体的に述べられた。沖縄での地域調査の例として、住民の血中PFAS濃度が高い地域では、2500g以下で生まれる低出生体重児の出生率が血中PFAS濃度が低い地域のそれより有意に高いことを示した。大阪においても血中濃度調査の重要性を指摘した。また、大阪府下のPFOA土壌・水質汚染の深刻な実態が、小泉氏らによる農産物調査等を通じて紹介された。ダイキンと大阪府、摂津市の3者会談による密室決着の資料が情報公開により明らかにされ、その後、住民運動により自治体が重い腰を上げだしたことが示された。

今後の日本におけるPFAS汚染問題の解決のための方向性として、何より土壌汚染対策法の抜本的強化を挙げ、同時に、汚染源の特定と汚染源対策、質の高い疫学的健康影響評価、汚染地住民に寄り添う医療などの重要性が強調された。

長瀬氏は、ダイキンの工場に近い摂津市、東淀川区を中心に、暫定目標値50 ng/Lをはるかに上回る数千 ng/Lという驚異的な残留値が2015年に測定されたこと、2021年の自治体の水質検査でも大阪府下のほとんどの河川で目標値を上回るPFASが検出されていることを示し

た。ダイキンは2012年にPFOAの製造を中止しているにもかかわらず、その後もPFASが検出されていることについて、長瀬氏は、ダイキン工場から排出されたPFOAの流出経路や蓄積経緯を、周辺地図を交えて詳細に説明した。

摂津市の住民にはダイキン関係者が多く、物が言いにくい雰囲気がある中でも、長瀬氏は小泉氏らとともに、「大阪PFAS汚染と健康を考える会」を発足させて、不安のある住民に対して「学習し、調査し、行動する」ことを呼びかけた。とくに、血液検査への協力を呼びかけ、現時点では40会場で1250人が検査を予定し、すでに676人が実施済みであることが報告された。

最後の報告者である畑氏は、冒頭、「週刊金曜日」に掲載された近畿2府4県の水道のPFAS汚染の記事を例に、各地のPFAS汚染について解説した。大阪府は全地域で最高ランクの汚染であり、長瀬氏の報告とも一致している。京都府では福知山・綾部や南部地域で、兵庫では明石川で、奈良県では天理ダムで、和歌山県では紀ノ川など北部地域で、滋賀県では工場が多い南部地域で、汚染度合いが高いことが紹介された。PFAS以外の有機塩素化合物や重金属などによる滋賀県の地下水汚染の調査例が報告され、総じて、企業の操業や産業廃棄物、工場跡地残土による河川、地下水、土壌汚染が進んでいることに警鐘を鳴らした。

各講演後には、3名の講師に前に出ていただき、PFAS汚染地域の京都府綾部市からの現地参加者やオンライン参加者も含めて、30分ほど活発な質疑が行われた。

本講演会については、IWJで動画が公開されています。「11.25 PFAS (有機フッ素化合物) 汚染問題シンポジウム」で検索していただければ視聴できます。(文責 前田耕治)

雑誌『教育』を読む会 ～青年期の困難とインクルージョンを『日本の科学者』9月号を下敷きに～ 報告

京都支部では折にふれ、「拡大読書会」と称してオンラインと対面を併用したハイブリットの読書会を実施してきた。オンラインでは参加の難しい方や、『日本の科学者』の読者ではないが、トピックにご関心をお持ちの方に参加を呼びかけ、開催をしてきた。オンラインの手配と会場手配とをしてくださる京都支部の幹事の皆さんのご尽力があつてこそ開催が叶ってきた。今回さらに「拡大」した形での読書会を実施することになった。拡

大の点は2点ある。一つは滋賀支部の窪島客員編集委員が企画から運営まで尽力くださったことである。京都を飛び出し、滋賀にまで遠征(拡大)ができたこと、もう一点は他の雑誌『教育』の読書会と併催をしたことである。私も読者である『教育』でも読書会が開催されており、全国の取りまとめ担当で常任理事の池田考二さんが合同の読書会の開催の提案に快諾してくださり、開催をすることができた。紙面にてお礼を申しあげたい。

1年ほど前に窪島客員編集委員に、「2023年9月号で、インクルーシブ教育の今日の実態と現状についてを特集テーマとして取り上げたい」とご相談をさせていただいた。内容についての吟味の中で、幼児から発達段階ごとの実態についての実践を下敷きにした論考が必要であろうという議論に加えて、高校や高校卒業した後の大学のことはどうなっているんだ？いわゆる底辺校というわれる高校の実態や指導、実践の積み上げ、あるいは小学校の時に「変わった子」と言われていても、支援をされ、その子なりに力をつけて高校に入学をして喜びをもって高校生活を送っている生徒もいること、大学生になるとどんな生活を送っているのか、そこでの支援はどのようなものなのか、といった幼児期から青年期に至るインクルーシブ教育の意義や合理的配慮の実態、教師の指導力まで話が及んでいた。

議論の中で、窪島さんは、雑誌『教育』12月号「高等学校における「支援」を必要とする生徒の実態と教育の課題—総合学科、単位制通信制高校を含む高校におけるインクルーシブ教育の展望—」という特集の準備をしていることを話され、私はなぜかこの12月号で執筆者として参加をすることとなる。2つの雑誌が同時期に似たテーマで発刊されることになっており、そこに2人ともがかかわり、進めることとなっている中で、合同読書会をするしかないなと私の中で思いは決まっていた。

『日本の科学者』9月号においてインクルーシブの総論、動向に加え、放課後等デイサービス、幼児期から小学校での実践を取り上げた。小・中学校で知的支援学校、自・情支援学級の児童生徒数は急増しており、通常学

級がインクルーシブの環境ではない点について述べている。そして『教育』12月号では高等学校以降を取り上げた。

読書会当日のテーブルには、『日本の科学者』と『教育』が並んでいた。登壇者は高校の教員で、高校で直面をしている指導の困難さについて提起をされた。その提起に対して、困難なのはだれなのか？生徒なのか、教員なのかという問いがフロアからも出された。小学校の場合、学級担任制で学級における教師と子どもたちがわかる言葉や共通の言葉がある。すなわち小学校に入学をして、〇〇という指示はこういうことをすることなんだ、こういう指示なんだと一つ一つ子どもたちは学級の言葉を獲得をしていく。しかし菅野の報告によると、高校では中学校までの学びもまちまちで、物事のわかり方も異なるという。特に底辺校での授業のやり取りで「この文章のいとは」と説明をしても「いと」の意味が分からない生徒もいるという。そういう彼らのわからなさに教師が一つずつ出会い、高校までに培ってきたその子たちなりのルールに出会い、ようやく生徒たちとともに学ぶ仲間になるのだという。鎌田は、学習以前に、英語のプリントを各科目ごとにファイリングして一緒にまとめるところから始まる、そんな支援が必要だという。そこさえくぐれば何とか学習に向かうことができると思う。そうしてかかわる中で退学者を一名も出してこなかったそうである。そんな子たちも大学に進学をしていく。大学に進学してどう過ごすのかについては、『教育』11月号の拙稿にも示し、当日若干の報告をし、情報交換も行った。

当日参加はオンラインと対面を合わせるとうと30名の参加者がいた。大学教員、小学校、

中学校、高校教員、療育関係者、教員OBなど『教育』と『日本の科学者』の読者の交流となった。対面参加の中には地元滋賀県に加え、堺市や奈良市からもご参加くださり、オンラインでは北海道、東京、新潟からの参加があった。

この読書会を経て、研究会を立ち上げ、実践の検討を積み上げる会を続行していきたいと予定をしている。そこには『日本の科学者』の関係者のみならず『教育』のご愛読者の皆さんにもかかわっていただきたいと次なる出会いを期待している。次回は 2024年2月4日（日）に滋賀大学サテライトプラザにて14時より開催を予定している。 委細は

どうぞお問い合わせください。

（近藤：marimarinon123@gmail.com）

日時：11月19日（日）14時から16時半

場所：滋賀大学大津サテライトプラザ（オンライン併用）

話題提供者：鎌田ユリ 菅野真文

主催：雑誌『教育』を読む会、教育困難校交流研究会

共催：日本科学者会議 京都支部

参考文献：『教育』12月号 旬報社、『日本の科学者』9月号 本の泉社

（文責：近藤 真理子）

『日本の科学者』読書会11月例会（11/21）の報告

10月号 特集：ポストコロナの社会と地域を考える

標記例会が11月21日（火）15時30分より17時30分までZOOMを用いて行われた。参加者6名。10月号の特集は鳥取大学名誉教授・藤田安一氏の提案によるもので、2022年日本科学者会議中国地区シンポジウム「ポストコロナの社会と地域を考える」での報告を元に執筆された。その中から3編の論文が紹介された。

藤田安一「今こそ「国家の安全保障」から「人間の安全保障」への転換を」（報告：左近拓男）

本論文では、「国家の安全保障」と「人間の安全保障」をキーワードに、「国家の安全保障」から「人間の安全保障」を最優先とする社会へ転換することの意義と重要性を明らかにされた。

1. 「国家の安全保障」および「人間の安全保障」とは何か

○「国家の安全保障」および「人間の安全保障」の定義

「国家の安全保障」≡「いかに対外的な軍事的脅威から国家を守るかという軍事戦略的な安全保障」

最近では、一般的に「安全保障」という言葉で代表されることが多い。

例：2012年公表の、自民党の憲法改正草案；現憲法の第二章「戦争の放棄」が「安全保障」に変えられている。

1986年設置の安全保障会議：安全保障会議設置法の第1条にあるように、国防に関することが審議の対象になっており、その会議に諮

られる事項は、防衛計画や武力攻撃事態への対処法である。「国家の安全保障」の対極には「人間の安全保障」という概念があり、その言葉のもつ意味の重要性が失われてはならない。

「人間の安全保障」とは、「国家や軍事にとらわれるのではなく、国家を超えて押し寄せる現代の脅威から、人間そのものの命や暮らしを守る安全保障である」と定義できる。現代の脅威とは、国家に対する外敵だけではなく、悪化する地球環境、多発する自然災害、格差の拡大と貧困の広がり、飢餓、COVID-19 パンデミックなどを指す。

2. 国連開発計画(UNDP)『人間開発報告書1994』と日本外交「人間の安全保障」

1994年国連開発計画(UNDP)による『人間開発報告書1994』(Human Development Report1994)がきっかけ。「多くの人にとって安全とは病気や飢餓、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威から守られることを意味している。…(略)…『人間の安全保障』とは、武器に関心を向けることではなく、人間の生活や尊厳にかかわることである」。この報告では、冷戦が終結した現代の新たな国際情勢において人間が直面している6種類の脅威を掲げた。①爆発的な人口増加、②経済的機会の不公平、③国際間の過度な人口移動、④環境の悪化、⑤麻薬生産と取引、⑥国際テロこれらの脅威から人間そのものを守るために、人間一人ひとりの能力向上による選択の自由度拡大と、社会への実質的参画を可能にする社会構築をめざして国際社会が行動することを呼びかけた。日本での取り組みとしては、小渕内閣。1998年12月、ハノイでの演説で小渕恵三首相は、人間の安全保障を「人間の生存、生活、尊厳を脅

かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、それらに対する取り組みを強化するという考え」と定義し、日本の拠出によって国連に人間の安全保障基金を設置。最初は5億円でスタートしたが、その後基金は増えるとともに、2003年には、この基金の運用に関して国連事務総長に助言する人間の安全保障諮問委員会が設置された。日本は「人間の安全保障基金」に2006年までに335億円を拠出してきた。これは、当時の国連の信託基金としては最大規模であった。最近の内閣は隔世の感である。最近、中国、北朝鮮などの対外的脅威を煽るとともに、自衛隊の海外派遣を積極的に推し進めている。

3. 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』の意義と問題点

2003年に出版された人間の安全保障委員会の報告書『安全保障の今日的課題』にヒントを得た。同報告書において、緒方貞子は「国家の安全保障」を批判し次のように述べている。「安全保障はいま、新たな課題に直面している。これまで、安全保障上の脅威とは外部から生じるものと考えられてきた。そして『国家の安全保障』とは、もっぱら外部からの攻撃に対し、国境・国民・制度・価値観を含めた国家を守ることだった。…(略)…(しかし、引用者)相互依存が深まり、国境を越える問題がいつそう増加するこの世界において、一国主義と狭い『国家の安全保障』に回帰することは、問題の解決にならない」安全保障政策が、これまでの国家の安全保障から「人間の安全保障」への抜本的転換が求められる。

4. コロナウイルス禍で強まる「国家の安全保障」

2021年1月28日、衆院予算委員会で日本

維新の会の馬場伸幸議員が、コロナウイルスの感染拡大は憲法改正の緊急事態条項を国民が理解するのに良い「お手本」になるという主旨の発言をした。それに対して、当時の安倍首相は、馬場議員に同意を示し「憲法に緊急事態がどのように位置づけられるかについて、大いに議論すべきだ」と答えた。これが、コロナウイルス禍と改憲を結びつけるその後の改憲論議の先鞭となった。2022年1月30日の党会合で自民党の元衆議院議長伊吹文明氏が「緊急事態に個人の権限をどう制限するか。憲法改正の大きな実験台と考えた方がいいかもしれない」と述べたことだ。コロナウイルス禍を改憲の実験台とみなし、改憲しないとCOVID-19対策はできないかのような発言であった。COVID-19対応の特別措置法による緊急事態宣言では、強制力のある措置がとりにくいこと、またその適用範囲が感染症であり時限つきであるという特徴がある。そこで、これを限界とみて、この限界を一挙に突破すべく、改憲して広範囲かつ恒久的に機能させるため、「緊急事態条項」の憲法への追加に賛成するよう世論を誘導する動きへと発展していった。しかし、自民党が改憲案として示している緊急事態条項は、これまで近代社会で確立され国民が享受してきた民主主義を破壊し、人権を制限する深刻な問題をはらんでいる。

内閣総理大臣が緊急事態と見なせば、自身の判断で緊急事態宣言の発令が可能になる。国会の承認は事後的でよいとされ、内閣は国会の承認なしで法律と同じ効力をもつ政令を制定できる。地方自治は制限され、国民には服従義務が求められる。こうして、国会は軽視され、首相や内閣への権力集中が進む。したがって、緊急事態条項が乱用されれば、

独裁政治への道がひらかれ、国民の人権が大幅に侵害される危険性がある。とくに、この点は緊急事態条項が戦時中の戒厳令に例えられて、その危険性が指摘されている理由である。さらに、現在の岸田政権は、2023年6月「経済財政運営と改革の基本方針」（いわゆる「骨太方針」）に、「防衛力を5年以内に抜本的に強化する」と明記するとともに、防衛費の明示を避けつつも、NATO諸国と同等の対GDP比2%以上を念頭においていると明記した。その後、岸田政権は軍事力の抜本的強化のための軍事費の水準を、今後5年後の2027年度には防衛費および関連経費を対GDP比で現在の1%から2%へと倍増させることを決定した。その結果、現在の年間5兆4000億円の軍事費は、5年後には11兆円と飛躍的に増額され、2023~27年の5年間の軍事費は総額43兆円にのぼることになった。まさに、防衛という言葉がふさわしくないほど、現在の日本は「国家の安全保障」に特化した軍事大国への道を歩もうとしている。

おわりに—「人間の安全保障」を最優先とする世界へ

爆発的な人口増加や急速なグローバル化にともなって起こる地球環境の悪化、大規模な自然災害、格差の拡大と貧困の広がり、戦争や内戦にともなって生じる難民問題など、解決すべき課題は山積している。世界はあいもかわらず莫大な軍事費を支出している。この現実を変えるためには、今こそ世界の安全保障政策を「国家の安全保障」から「人間の安全保障」へと転換しなければならない。そのためには、世界各国が大砲よりバタを優先させる財政支出の組み替えが必要であり、敵対する国家関係ではなく、共に協力して現存の脅威に対し立ち向かう国際協調関係を

構築する必要がある。

保母武彦「地域発展と自治体の役割」(報告：清水民子)

本論文で「ポストコロナ」時代とは2023年5月5日のWHOテドロス事務局長による「緊急事態宣言」終了発表や5月8日の日本政府による「5類感染症」への引き下げ以降とし、「コロナウイルス禍の時期の経験と教訓を社会構造に定着させる新時代の到来」ととらえる。

1 COVID-19 流行の被害実態 保健所は1990年代からの行政改革により大幅に削減されており、保健業務は崩壊状態となった。医療機関では医療人材の不足から「医療難民」が発生し、自宅療養者の死亡事例もあった。被害は経済的弱者層に集中し、たとえばひとり親家庭(多くが母子家庭)は女性の非正規雇用、収入の男女間格差、サービス業での女性被雇用者減少などの要因がすべて影響し、子どもの貧困率は13.5%、働く女性の自殺も増加、「間接的な後遺症」ともいえる対人不安や社会的孤立感も残った。

2 新型コロナウイルス感染と行政の初期対応の経緯 感染対策としての水際対策とヨーロッパなどでの都市封鎖との政策効果については比較検討が必要である。一斉臨時休校、特別措置法、緊急事態宣言、オリンピック延期。地方自治体レベルでは、外出自粛、「三密」を避ける、休業要請、協力金支給がおこなわれた。

3 コロナウイルス禍は自然災害か人災か 流行前の経済政策・アベノミクスは2019年12月の日銀短観0と不況を招き、新自由主義による自己責任・自助努力、公共の後退・変質があった。「地域医療構想」による「病床必

要量」推計が病床数減(133万→119万)を招いていたことからウイルス禍は人災、弱者の人権を犠牲にする人道無視の政策思想が要因といえる。

4 ポストコロナの時代をどう創るか—地域発展と地方自治の役割発揮を ポストコロナの時代を創るには、①「地域医療構想」の再構築、②地方分権の活用・活性化、③東京一極集中を是正し、いのちと暮らしを大切にする新しい地域づくりが必要である。

(感想) コロナ禍のもとでは職場や地域の運動も大きな制約を受けたが、保健・医療への要求を筆頭に保育・教育・福祉分野ではどのように生命と暮らしを守る実践や運動が行われたのか、自治体独自のコロナ禍対策あるいはポストコロナ政策の事例などがあればよかった。

水戸部秀利「ポストコロナの医療—社会システム転換と医療整備を」(報告：坂本 宏)

筆者は若林クリニック医師で、NPO さらさら発電・市民共同発電所理事長をつとめる。環境問題にも詳しい。

はじめに 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の日本国内の感染状況をまず振り返る。2020年には国民が社会活動を厳しく規制した。2021年後半ではウイルス弱毒化が規制緩和の動きになり、2022年にはウイルスとの共存を目指す。2023年5月5類相当への移行によりひたすら経済活動復帰が求められている。この間、保健・医療・福祉の現場の負荷は甚大であり、高齢者や有病者は生命の危機にさらされた。医療者から見てCOVID-19世界流行は、社会のあり方、弱者への思いやり、リスク管理を含めた社会システムそのものの転換の課題を突きつけてい

る。本論文では流行前後の環境や国民の健康状態を対比，社会生活環境・健康面からポストコロナ社会を考察する。

1. 地域の大気質の変化 2017年には仙台で石炭火力発電所が稼働しており，筆者らが大気質モニターを続けている。それによると2019年までと比較して2020年にはオキシダント濃度平均が50ppbから35ppbに減少しており，100日以上あった60ppbの環境基準超えの日数も12日と激減している。環境省の大気汚染データでも2020年～21年で改善が見られる。経済活動縮小の結果であると見られる。

2. COVID-19以外の感染症の推移

COVID-19蔓延の一方で他の感染症は減少した。インフルエンザは激減しており，2021年には1,000件，2022年には2.5万件にとどまっている。(2023年は拡大しているが)。麻疹や風疹も同様に激減している。赤痢菌感染・腸管出血性大腸菌感染・結核も減少傾向にある。これらは，三密回避，行動制限，感染予防策の社会的普及が奏功していると考えられる。喘息に関しても2019年以前と比較すると入院患者数も人工呼吸器装着数も大きく減少している。これには上記の理由の他，大気質改善も寄与していると思われる。

3. 救急や病院医療の変化 総務省の全国救急統計によると，救急車出動件数は減少，一方病院収容所要時間は増加している。社会活動の抑制で一般救急発生は減少，一方病院側はCOVID患者受け入れシフトのため収容に時間を要した。筆者の所属する救急総合病院のケースでも，救急搬送も新規入院も1割減少し，医療現場はCOVID-19対応で混乱する中，入院数減少は病院経営を直撃した。補助金でなんとか経営を維持している。

4. 国民死亡統計の変化 国民の健康状態は死亡統計にも反映する。2020年には疾病では悪性新生物が増加しているが，他は減少，特に肺炎は大きく減少している。一方，自殺は増加している。この傾向は若年層，特に女性に顕著である。生活困窮が背景にあると考えられる。2021年には規制緩和が進む中，心疾患や脳血管疾患にリバウンドが見られる。老衰の増加が顕著である。病院や高齢者施設でCOVIDを契機に衰弱し死亡するケースが社会問題となった。

5. エネルギー統計から 経産省統計によるとエネルギー消費とCO₂排出に大きな減少が見られる。これらは社会活動抑制の反映，大気質改善の遠因である。

6. 保健所や医療・介護の現場の困難 保健所が感染者把握と予防，医療機関・介護施設が感染者の診療や介護を担うが，1980年代以降臨調・行革路線により社会保障費が削減され，公的な保健・医療削減が進んだ。保健所数は半減し，医師数はOECD38カ国中33位(人口1,000人あたり2.4人)に甘んじている。そのような日本の脆弱な医療・介護体制をCOVID-19世界流行が襲った。医療体制に余力はなく，COVID患者受け入れ体制構築自体が大きな負荷となった。緊急事態宣言という強い規制により一般医療需要が抑制され，かろうじて対応できたが，それでも多くの在宅死や手遅れ死を生み出した。2021年以降は社会的規制が緩む。特に第7波以降は自主規制のみとなったが，保健や医療介護体制の強化はなく，現場は増加する一般医療とCOVID患者対応の二重の負荷により医療崩壊・介護崩壊に陥った。介護施設でのクラスター発生，行き場なく立ち往生する救急車，施設での看取りの急増などをデータとして

見てきた。日本の対 COVID-19 政策は「場当たり」「後追い」であり、経済優先により多くの高齢・弱者の命が奪われたと言わざるを得ない。

7. 社会的リスクの考察 COVID-19 流行で社会活動の自由が大きく制限された。その中で環境改善、疾病・事故の抑制、感染症の減少なども見られたが、一方で不安定雇用の若年女性の自殺など悲しい現象も生じた。今後もコロナ変異株や新たな感染症の危険はつきまとう。COVID-19 が与えた影響を次のような項目について検討する必要がある。(1) 気候危機だけでなく生活環境改善のためにもグリーンリカバリー (2) 経済優先ではなく感染弱者の人権を守る政治的リーダーシップ (3) 自己責任論排除、社会的規制には生活保障と救済 (4) 保健予防や医療、介護の抜

本的体制強化 (5) 感染対策の公的支援の維持、などがあげられる。三密回避、換気、マスクなど正確な情報に基づく標準感染予防策の習熟や、時間差通勤、在宅勤務、オンライン活用など身につけたものもある。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」にならぬよう心がけたいものである。

ディスカッション 感染拡大の中で公務員が頑張っただ力を発揮したことで機能したところも大きい。一方で京都市でも若い職員の離職が目立つ。そういった事態に対応するために必要なマンパワーを予想し政策に生かす必要がある。

死亡統計で「その他」が 2020 年以降急速に増加している。傾向は「老衰」に近く、COVID-19 感染症の影響による死亡数増加と疑われる。正確な評価が必要であろう。

「自治の復権」と「公共の再生」を願うアカデミアからのアピール —京都市長選挙（2024 年 2 月 4 日）に向けて—

京都支部幹事・細川 孝さんからの投稿を掲載します。

「自治の復権」と「公共の再生」を願うアカデミアからのアピール
—京都市長選挙（2024 年 2 月 4 日）に向けて—
2023 年 11 月 30 日 自治体と大学の自治を考える京都フォーラム

京都市にお住いのみなさん、京都を愛する全国のみなさん。来たる 2024 年 2 月に京都市長選挙がおこなわれます。

京都は歴史都市、文化都市であるとともに、大学都市でもあります。わたしたちは京都にある大学や短期大学などの教職員、あるいは退職者です。そしてまた、住民と

して京都に生活しています。そのようなことから市長選挙に深い関心を持っています。日本の社会が、いま、大きな転換期にあるもとの、今回の市長選挙は一つの自治体にとどまらない意義を持っているものと考えています。

京都市もさまざまな課題に直面しています。人口の流出、住環境の悪化、市財政の悪化、地域経済の低迷、コロナ禍後の観光客急増などなどです。このような問題に対応し、そのためにどのような市政を推進していくのかが問われています。

今回の市長選挙で、わたしたちは「自治の復権」と「公共の再生」がキーワードになると考えています。市民の財産を切り売りし町壊しをすすめ、市民生活を困難にしてまで「稼ぐ自治体」を標榜しつづけるのか。それとも市政への住民参加をすすめ、「住民福祉を第一に考える」自治体本来の役割に立ち返って、自治体が積極的な役割を果たすのか。その選択が迫られています。

大学の町、京都では、多くの学生が学び暮らしています。しかしその環境が十分に保障されているとは言えません。高学費やアルバイトに依存せざるを得ない生活などに加えて、大学の自主性・自律性を失わせる「稼ぐ大学」への転換を求める動きが強まっており、自由な多様な雰囲気や損なうことが懸念されます。学生生活の支援は政府によるものだけでなく、自治体にも責任があります。新しい京都市政には「大学のまち」にふさわしい施策を進めることが期待されます。

京都市にお住まいのみなさん、京都を愛する全国のみなさん。わたしたちは、今度の京都市長選挙が、未来の京都、未来の日本、

そして未来の世界にとって大きな分岐点になるのではないかと考えています。そのためにわたしたちは、具体的な要求を取りまとめ、市政に反映できるように取り組んでいきます。

京都という都市の創造と大学の教育・研究の発展とは密接に関わっています。わたしたちの思いを共有していただき、「自治の復権」と「公共の再生」に向けて一緒に取り組んでいただきますよう、ここに呼びかけます。

呼びかけ人

岩野勝人（池坊短期大学教授）

岡野八代（同志社大学教授）

奥野恒久（龍谷大学教授）

片方信也（日本福祉大学名誉教授）

駒込武（京都大学教授）

小松浩（立命館大学教授）

志藤修史（大谷大学教授）

鈴木勉（佛教大学名誉教授）

宗川吉汪（京都工芸繊維大学名誉教授）

夏目啓二（龍谷大学名誉教授）

長谷川豊（京都府立大学准教授）

浜岡政好（佛教大学名誉教授）

平岡和久（立命館大教授）

藤井伸生（京都華頂大学名誉教授）

藤松素子（佛教大学教授）

細川孝（龍谷大学教授）

三井斌友（名古屋大学名誉教授）

【事務局連絡先】

細川孝 (hosoyanhp@yahoo.co.jp)

支部主催行事案内

1. 京都支部 12月読書会(ZOOM)

日時:12月19日(火)15:30-17:30

特集 2023年11月号「平和を望むなら平和に備えよ」

中野論文(左近)／三宅論文(前田)／金子論文(河音)

<https://us06web.zoom.us/j/86303782177?pwd=17ng6h49xVD8sa5FeaDefHKtj39v9l.1>

ミーティング ID: 863 0378 2177 パスコード: 372973

2. 2024年京都支部新年会(対面+ZOOM)

日時:1月6日(土)15:00から 場所:京都支部事務所

情報提供:河音琢朗氏(立命館大学経済学部教授・JSA 京都支部幹事)

<https://us06web.zoom.us/j/82910057214?pwd=h7Uju3BtjLX9C4b3VNcusySoppyi8A.1>

ミーティング ID: 829 1005 7214 パスコード: 194486

3. 反核ネット企画「サイレント・フォールアウト」上映会ならびに講演会

日時:2月17日(土)13:30から 場所:龍谷大学大宮キャンパス清和館3階ホール

映画「サイレント・フォールアウト」上映 講演:高橋博子氏(奈良大学文学部)

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況 (11月30日現在)

一般会員: 165 (▲3)

特別会費会員: 3

家族割り特別会費会員: 3

若手会員: 11

【会員合計】 181人

読者: 3人

2. 会費納入状況 (11月30日現在)

一般 139/165 (前納の6人を含む), 特別 3/3, 家族 2/2, 若手 5/11

2021年度未納会費 一般 2

3. 2023年11月決算

2023年度累計		2023年11月決算	
収入累計	2,248,972円	11月收入合計	10,808円
支出累計	1,810,826円	11月支出合計	161,064円
収支累計	438,146円	11月分収支	△150,256円
前年度繰越金	200,451円	前月繰越金	788,853円
11月末残高	638,597円	11月末残高	638,597円